



南風原町民の皆さま ご存じですか!?

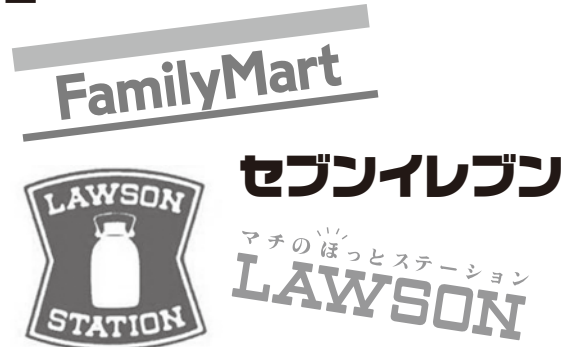
**住基カードを持っているとコンビニでも
住民票や印鑑証明書が取得できるんです!**

■ご利用のためには住基カードが必要です!■

住基カードは南風原町役場で取得できます。
まだの方は今すぐ申請を!

(必要書類)

- ① 運転免許証・パスポート・在留カード等
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑登録証(登録している方のみ)



サークルKサンクス

■コンビニでご利用できる時間帯■

午前6時30分から午後11時までのサービス時間帯
(12/29~1/3を除く)
※役場設置の自動交付機とはご利用時間が異なります。

■便利・簡単・安心■

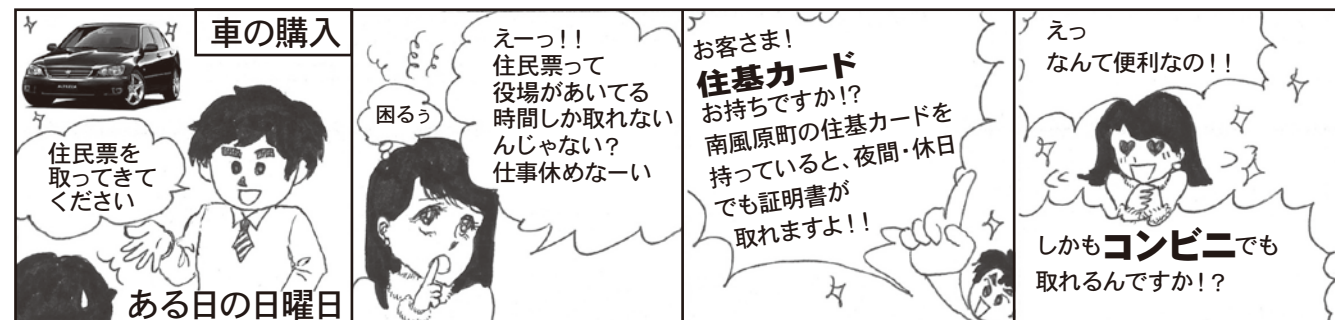
- ・休憩時間や夜間、さらに休日でも自分の都合にあわせて取得できます。
- ・役場に足を運ばなくても、最寄りのファミリーマート、ローソンで取得できます。
- ・証明書が急に必要になったときも、出先ですぐに取得できます。
- ・利用者の多いコンビニでも個人情報を徹底的に守ります。

■取得できる証明書と料金■

証明書の種類	役場窓口	自動交付機・コンビニ
住民票の写し	300円	200円
印鑑証明書	300円	200円
所得証明書	300円	200円
所得課税証明書	300円	200円
※戸籍全部事項証明書	450円	400円
※戸籍附票	300円	200円



※本籍が南風原町の方



詳しくは窓口へお越しくださいませ♥

お問い合わせ 住民環境課 ☎889-4414

～笑顔で幸せあふれるまちづくり～

まちづくり基本条例

平成26年1月1日に施行されました!!

第1弾

まちづくり基本条例について紹介します!



まちづくり基本条例とは?

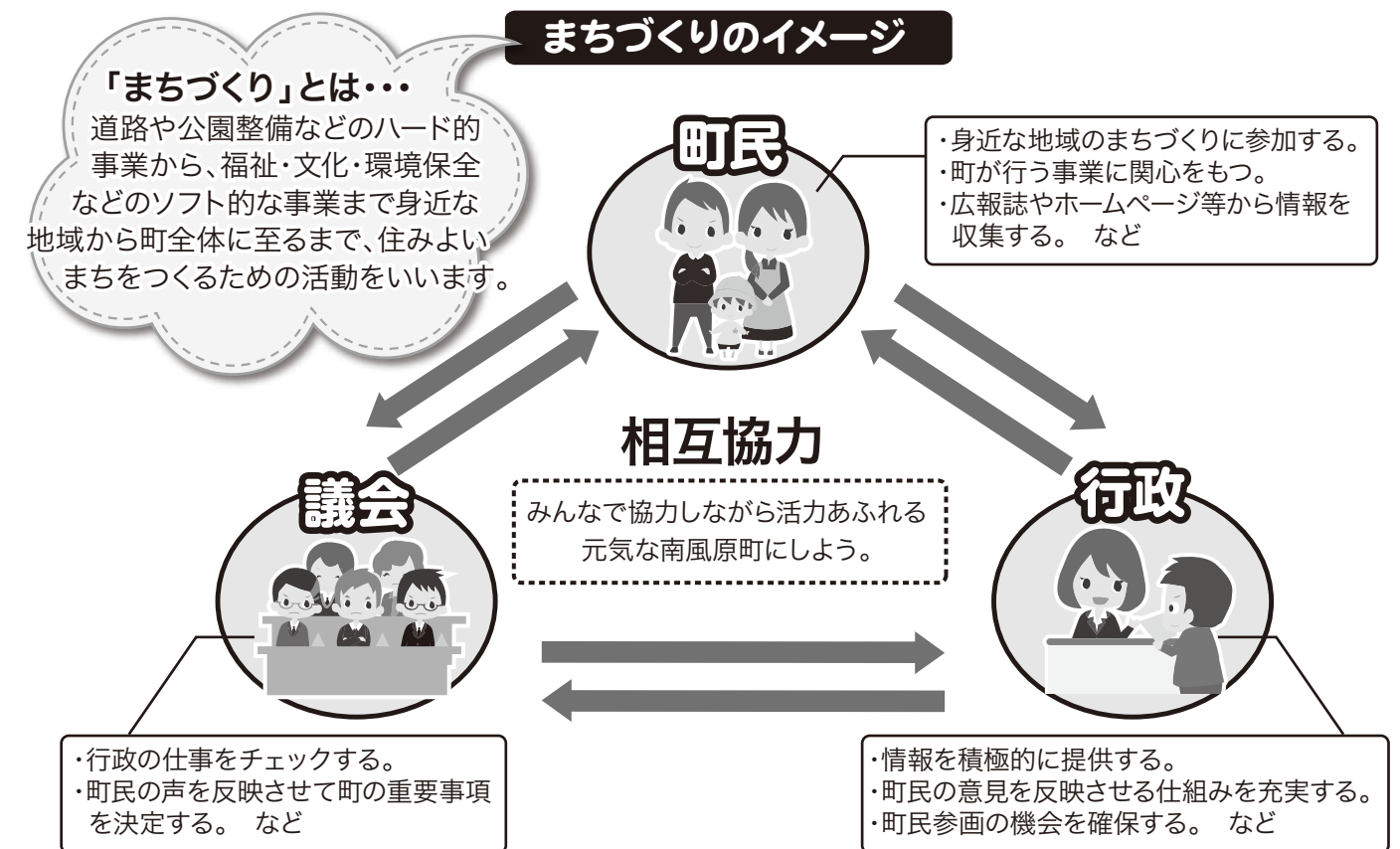
まちづくりの主体である町民、議会、行政の三者が一体となって、よりよい南風原町のまちづくりを進めていくための基本理念や原則、仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本的なルールを定めたものです。

なぜ、まちづくり基本条例がつくられたの?

南風原町ではこれまでも、「地域の清掃活動」「町の計画策定への町民参画」など町民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めてきました。それをさらに発展・推進し、「南風原町らしさを生かしたまちづくり」を町民、議会、行政が対等な立場で、共に力を合わせて、共通の目的の実現に向けて、共に取り組むことができるようにするため、まちづくりのルールを条例にしました。

どのようにして、まちづくり基本条例がつくられたの?

公募による町民の方(17名)、役場職員(13名)の合計30名で組織する「南風原町まちづくり基本条例を考える住民会議」において、会議を重ね条例の素案がつけられました。その素案が昨年11月町長に提出されました。町は、住民会議の意見が反映された素案を基に町民へのパブリックコメントの募集や内部組織で審議を行ない条例をまとめました。それを12月定例議会に提案し可決され、本条例が制定されました。



◆南風原町まちづくり基本条例は南風原町のホームページに掲載しております。 <http://www.town.haeburu.lg.jp/>

お問い合わせ 企画財政課 ☎889-0187 E-mail H8890187K@town.haeburu.okinawa.jp